

A

1. 適用範囲

- 1.1 製品に使用される全ての部品、材料等(梱包材、副資材および製造工程で使用される物質を含む)
- 1.2 製造設備については、製品およびその部材が接触する部分の部品等(機械油類を含む)を対象とする。

2. 環境管理物質

- 2.1 長野日本無線㈱『グリーン調達ガイドライン(NJS-E-4466)』で規定されている『グリーン調達・環境負荷物質リスト』(下記 URL 参照)で禁止されている対象(物質と用途)尚、独自管理物質に「赤リン」がある。

- WI 2.2 ソニー様『部品・材料における環境管理物質 管理規定 SS-00259 第 17 版』(下記 URL 参照)で禁止されている対象(物質と用途)
※主な変更内容は別紙参照願います。

※長野日本無線㈱『グリーン調達・環境負荷物質リスト』

- W2 http://intra01.pcd.njrc.co.jp/homepage/corporate/green/GreenProcurementEnvironmentalLoadSubstanceList_ver6_1.jp.pdf

※ソニー様『部品・材料における環境管理物質 管理規定 SS-00259 第 17 版』

- W3 日本語版 https://www.sony.co.jp/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/ss_00259_General_use_17J.pdf

- 英語版 https://www.sony.net/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/ss_00259e_General_use_17E.pdf

B

3. 使用禁止物質に関する運用方法

- 3.1 管理水準、閾値レベル、分析方法は、ソニー様『部品・材料における環境管理物質 管理規定 SS-00259 第 16 版』による。
- 3.2 納入禁止日(部品・材料の長野日本無線㈱への納入を禁止する日)は、長野日本無線㈱『グリーン調達・環境負荷物質リスト』を優先とする。

- W4 3.3 製品に使用される部品、材料に使用される指定原材料(再生樹脂、被覆線材)は、個別図面または個別仕様書の指定に基づき、ソニー様がグリーンパートナーと認定した取引先から購入する。
※2003 年 7 月 1 日以降に新規設計された機種に適用する。

C

4. 提出資料

部品、材料の納入時には、下記 環境負荷物質調査資料を提出する。
但し、調査資料、データ提出指示は、「NJS-D-101-3 部品登録・手配」に基づき手配表で指示する。

4.1 初回納入時(試作時も含む)および4M変更発生時、要求により下記 調査資料を提出のこと。

- ① chemSHERPA
- ② 製品含有禁止物質・不使用証明書
- ③ 環境管理物質・成分構成表
- ④ ICP データ
- ⑤ 原材料調査票

但し、ソニー様のグリーンブックに記載されている材料が使用されている場合は、環境管理物質・成分構成表にその GB 番号を記載することにより、分析データの添付は省くことができる。

D

※chemSHERPA とは、経済産業省が推奨する製品含有化学物質の情報を伝達する為のツールです。
ツール、マニュアルなどはホームページ(URL: <https://chemsherpa.net/>)をご参照ください。

4.2 量産時(納入ロット毎)

- ① 環境管理物質・成分構成表
注文書に記載されている工事オーダーあるいは注文書番号のいずれかを手書きで記入する。
- ② 使用されているプラスチック材料の鉛、カドミウムの ICP データ
ICP データの有効期限は、データの内容をメーカーにて保証できる期間とし、納入初ロットおよび ICP データ更新後の最初の納入ロットに添付、その他の納入ロットでは ICP データの管理番号を環境管理物質・成分構成表に手書きで記入したもので可とする。

E

4.3 ICP データ

- ① 製品用の部品に使用されているプラスチックおよびプラスチック材料については、カドミウムと鉛の ICP データを添付する。
- ② 包装材料(プラスチック、段ボール、木枠等)については、水銀、カドミウム、六価クロム(または総クロム)および鉛の ICP データを添付する。

整理番号 ARRANGE No.	JRC Nagano Japan Radio Co., Ltd.				尺度 SCALE	TITLE
	検認 APPROVED	検図 CHECKED	設計 DESIGNED	製図 DRAWN	NTS DIM. mm	環境適合基準 環境S2
	堀内	杉田	松澤	酒井	作成日付DATE 2002.08.10	DRAWING NO. 4313W01946-W
						2 / 4

- ③ ICP データは部品等に使用されている原材料のデータで可。
 ICP データには以下の内容を必ず記載する
- a) 前処理方法 : 公定法を使用した場合はその名前を、公定法と異なる場合はそれを示して下さい。
 また、「完全溶解した」旨の記載があること。
 - b) 測定方法 : 測定法名あるいは公定法名
 - c) 測定者名, 測定責任者名, 分析機関名
 - d) 測定日
 - e) 測定結果 (N.D.(not detectable)の場合は、定量下限値も)
 - f) 測定フローチャート
- ※これらが報告書に記入されていない場合は、漏れた事項を記入の上、再提出をお願い致します。

4.4 指定原材料の ICP データと環境管理物質・成分構成表は、材料仕様の変更がない限り、引き続き有効とする。

A

B

C

D

E

整理番号 ARRANGE No.	JRC Nagano Japan Radio Co., Ltd.				尺度 SCALE	TITLE
	検認 APPROVED	検図 CHECKED	設計 DESIGNED	製図 DRAWN	NTS	環境適合基準 環境S2
	堀内	杉田	松澤	酒井	DIM. mm	
					作成日付DATE	DRAWING NO.
				2002.08.10	4313W01946-W	3/4

W5

5. ソニー様『部品・材料における環境管理物質 管理規定 SS-00259 第 17 版』の改定について

第 17 版において新たにレベル 1(使用禁止)またはレベル 2 に追加された物質

- 1. フタル酸ビス(2.エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)
 - ・従来からのレベル 1 の対象に加え、包装部品・材料、電池に使用される部品・材料、取扱説明書等の印刷物等についても、閾値レベルを超える場合はレベル 2 として 2020 年 1 月 1 日より納入禁止。
 - ・IEC62474 の表記にあわせて「玩具または育児用品に使用される部品・材料」をレベル 1 として追加。(DIBP 除く)
- 2. ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質
 - ・従来からのノルウェー法に基づくレベル 1 の対象に加え、全ての対象に対し、欧州 REACH 規則に基づく閾値レベル及び対象物質を追加し、閾値レベルを超える場合はレベル 2 として 2020 年 1 月 1 日より順次納入禁止。

【主な改定内容】

1. 4.1 環境管理物質

表 4.1 環境管理物質名一覧に管理水準の欄を追加した。

- 1.1 フタル酸ビス(2 エチルヘキシル)(DEHP) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル(BBP)
- 1.2 フタル酸ジイソブチル(DIBP)
- 1.3 カドミウム及びカドミウム化合物
- 1.6 鉛及び鉛化合物
- 1.7 オゾン層破壊物質(ODS)
- 1.8 パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)
- 1.9 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質
- 1.10 ニッケル及びニッケル化合物
- 1.11 EU REACH 認可候補リスト中の物質

2. 4.4 分析に関する事項

4.4.1 分析対象の物質と用途

ホルムアルデヒド

・米国の法規制に基づく、「製品(スピーカ、ラック等)に組込んで使用される、硬質合板(HWPW)、パーティクルボード(PB)、薄型を含む中密度繊維板(MDF)」の閾値レベルの詳細と測定基準は、事業部門毎に個別に確認することとし、削除した。

※米国のホルムアルデヒド規制法(TSCA Title VI)及びカリフォルニア州のホルムアルデヒド規制法は存続しており、今後は事業部門が個別に遵法状況の確認を行いますので、引き続き遵法の維持にご協力をお願い致します。

整理番号 ARRANGE No.	JRC Nagano Japan Radio Co., Ltd.			尺度 SCALE	TITLE
	検認 APPROVED	検図 CHECKED	設計 DESIGNED	製図 DRAWN	環境適合基準 環境S2
	堀内	杉田	松澤	酒井	
				作成日付DATE	DRAWING NO.
				2002.08.10	4313W01946-W
					4/4